

住宅履歴情報蓄積・活用に関する約款

(契約の目的と本約款の適用)

第1条 本契約は、甲（工事請負契約の注文者）が甲の所有する住宅等の建物の建築または維持管理に係る契約関連書類、設計図書、申請書類、公的な認定書類、工事内容の記録、工事記録写真、保証書、工事報告書、調査報告書等の電子的な複製（以下「住宅履歴情報」という）の蓄積等の業務を丙（住宅履歴情報サービス機関・株式会社アステックペイント）に対して委託し、丙が受託することを目的とする契約（以下「蓄積契約」という）であり、その内容は本約款の定めるところによります。

- 2 甲が複数の建物を所有する場合は、建物ごとに蓄積契約を締結しなければなりません。
- 3 丙は一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会（以下「履歴協」という）に住宅履歴情報サービス機関として加盟し、蓄積契約ごとに履歴協が発行する共通IDを付与します。

(蓄積契約の成立)

第2条 甲から住宅履歴情報の蓄積の申し出があった場合、丙は住宅履歴情報サービス機関として住宅履歴情報の蓄積の準備を行い、甲に丙の住宅履歴情報蓄積システム（以下「プロタイムズいえかるて」という）を利用するためのID（以下「利用ID」という）を発行し、住宅履歴情報の蓄積を引き受けます。

- 2 蓄積契約は、丙が甲の住宅履歴情報をプロタイムズいえかるてに保存するか、甲が利用IDを使用して、プロタイムズいえかるてにアクセスすることによって成立します。
- 3 蓄積契約の成立に伴い、甲は本約款の定め合意したものとみなし、そのことを了承します。

(蓄積情報)

第3条 甲はプロタイムズいえかるてに、乙に発注した工事に関する情報が、丙の定めた基準により自動的にプロタイムズいえかるてに蓄積されることを了承します。

- 2 甲は前項によって蓄積される住宅履歴情報の他、プロタイムズいえかるてに蓄積する情報（以下「蓄積情報」という）を自由に定めることができます。
- 3 甲は利用IDによってプロタイムズいえかるてにアクセスし、新たな住宅履歴情報を蓄積し、蓄積された住宅履歴情報の閲覧、取り出しまたは削除することができます。ただし、蓄積された住宅履歴情報を変更することはできません。
- 4 前項において甲が削除した住宅履歴情報は復元することはできません。

(蓄積引受の制限)

第4条 丙は、次の場合には、蓄積の引受を拒否することができます。

- (1) 住宅履歴情報の蓄積の依頼がこの約款に規定された手続に基づかないとき
- (2) 甲がプロタイムズいえかるてを住宅履歴情報以外の情報の蓄積に使用した場合
- (3) 甲が蓄積する住宅履歴情報がプロタイムズいえかるておよびサーバー等のシステム機器に悪影響を与えた場合および与える恐れがあると丙が判断した場合

(個人情報利用目的)

第5条 丙は、甲の個人情報を以下の目的で利用することができます。

- (1) 蓄積情報の蓄積に必要な事務
- (2) 蓄積情報の活用に必要な事務
- (3) 蓄積情報の唯一性の確認に必要な事務
- (4) 甲の本人確認に必要な事務

(蓄積情報の帰属)

第6条 蓄積契約に基づき蓄積された住宅履歴情報は、甲に帰属します。

- 2 丙は蓄積契約のために必要であると判断した場合、蓄積された住宅履歴情報の閲覧、複製、削除等を行うことができます。
- 3 前項において、丙が蓄積された住宅履歴情報を削除した場合は、速やかに甲に通知しなければなりません。

(個人情報保護)

第7条 丙は、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行します。

- 2 丙は、個人情報保護法第2条3項4号の規定にかかわらず、同法に規定された個人情報取扱事業者としての安全管理措置義務(同法20条)、従業者に対する監督義務(同法21条)、委託先の監督義務(同法22条)を負うものとし、これらに基づいて、丙は蓄積情報についての安全管理基準を定め、これを実行しなければなりません。
- 3 丙は、不適切な個人情報の取り扱い、または個人情報を漏えいさせる等個人情報保護法に違反した場合には、個人情報保護法第2条3項4号の規定にかかわらず、同法に規定された個人情報取扱事業者と同等の責任を負います。

(蓄積期間)

第8条 蓄積情報は次のいずれかの蓄積期間終了事由が生じるまで蓄積され、蓄積期間終了事由が生じたと同時に、蓄積契約は終了します。

- (1) 甲が死亡した場合
- (2) 甲が当該住宅を譲渡するなど所有権を失ったとき

(3) 当該住宅が滅失したとき

(4) 甲がプロタイムズいえかるてに蓄積したすべての住宅履歴情報を削除したとき

(蓄積された住宅履歴情報の承継)

第9条 第8条第1号によって蓄積契約が終了した場合で、当該住宅の相続人から新たに住宅履歴情報の蓄積の依頼があった場合で、当該住宅の住宅履歴情報がプロタイムズいえかるてに蓄積されている場合は、丙の定める手続きによって、蓄積された住宅履歴情報を相続人が承継することができます。

2 第8条第2号によって蓄積契約が終了する場合で、当該住宅の譲受人から住宅履歴情報の蓄積の依頼があり、甲の承諾がある場合は、丙の定める手続きによって、蓄積された住宅履歴情報を譲受人が承継することができます。

(住宅履歴情報の活用)

第10条 プロタイムズいえかるては甲が蓄積した住宅履歴情報に宅地建物取引業法第35条に定められた説明義務のある書類および特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度で求められる書類等が住宅履歴情報として蓄積されているかを記載した一覧表（以下「住宅履歴情報一覧表」という）を出力することができます。

2 丙は甲の依頼または承諾があり、丙が定める手続きによって請求がされた場合、住宅履歴情報一覧表を出力し、直接、住宅履歴情報一覧表を送付することができます。 3 住宅履歴情報一覧表の記載内容を丙は保証しません。

(住宅履歴情報の統計的利用)

第11条 丙はプロタイムズいえかるてに蓄積された住宅履歴情報について、個人情報保護法によって認められる範囲で、蓄積された情報を統計的に処理し、分析を行うことがあり、甲はこのことを承諾します。

2 政府または公共機関および政府が指定する団体（以下「公的団体」という）が履歴協を通して履歴情報の社会的な活用の要請があった場合、または政府が実施する社会的な事業で履歴情報の活用が求められた場合、丙はプロタイムズいえかるてに蓄積された住宅履歴情報を、対象となる建物を特定する情報および契約者の個人情報を提供することがないように措置を講じて、または統計的な処理を行って、政府または公的団体に提供します。

3 甲は前項について、あらかじめ了承します。

4 本条第2項の住宅履歴情報の提供を行った場合、あるいは継続して行われる場合、丙はプロタイムズいえかるてにその概要を表示し、利用者に告知します。

(情報サービス機関が活動を終了する場合の対応)

第12条 丙が住宅履歴情報サービス機関としてサービスを終了する場合は、サービスを終了しようとする日の60日以上前に、サービスを終了する旨を、甲が丙に通知したメールアドレスへの通知、プロタイムズいえかるてでの告知、丙のホームページでの告知を行わなければなりません。

- 2 甲はサービスの終了までに、プロタイムズいえかるてに蓄積された住宅履歴情報を取り出します。
- 3 プロタイムズいえかるてに蓄積されたすべての住宅履歴情報はサービスの終了をもって閲覧および取り出すことができなくなります。また、住宅履歴情報を新たに蓄積することも、削除することもできなくなります。
- 4 丙はサービスの終了後は、プロタイムズいえかるてに蓄積された住宅履歴情報について一切の保証をしません。また、甲はサービスの終了によって生じた損害について、一切、賠償を請求することはできません。
- 5 丙が倒産等の理由で、サービス終了に当たって本条第1項に定める措置を行うことができなかった場合は、丙があらかじめ委託した第三者が丙に代わって本条第1項に定める措置を行います。
- 6 丙は前項の委託先として一般財団法人ベターリビングを予定しており、事前の承諾を得ています。ただし、丙は甲に事前の承諾なしに委託先または委託予定先を変更することがあり、甲はこの変更に関する異議を申し立てないものとします。